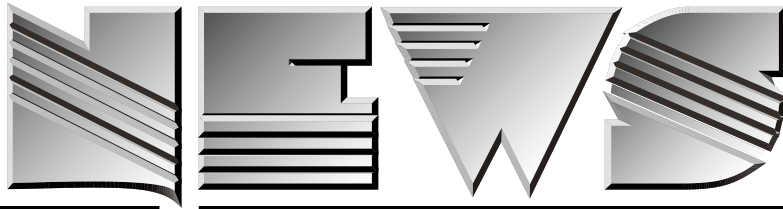




ねこだすけ
ねこ
の
すけ



号外

vol.20

Neko-Dasuke <http://www.nekodasuke.net>

NPO ねこだすけ 〒160-0015 東京都新宿区大京町5-15-203 Tel.&Fax.03-3350-6440

地域ねこセミナーで、野良ねこ対策



狛江にゃんにゃんセミナー (上の写真)

9月21日に7回目の開催です。今迄は狛江市と狛江地域ねこの会の共催などでしたが、今回から狛江市主催になりました。イベントを重ねるごとに「地域ねこ」の普及や啓発のほか、実行方法もその地域の事情に応じて移り変わります。

各地の協働事業と「地域ねこ対策協働事業」の大きな違いは、対策の結果の受益者＝「野良ねこ対策を必要と考える地域住民の自治組織など」が活動の主体となり、NPOや狛江地域ねこの会などのアドバイザーとコーディネーター役の行政との三者協働を形作ること、と思われました。

しかし狛江地域ねこの会に、野良ねこ苦情地域の改善対策が丸ごと委ねられる事案は現在も無くなっていない、とのことでした。

「地域の難問、地域で解決...」への道筋はできているのですが、理想と現実はなかなか一筋縄ではおさまらない課題もあります。

にゃんにゃんセミナー国立、立川 (下の写真)

こちら从今年から主催が国立市です。市の環境課や、都の愛護動物管理担当、都の飼い主のいない猫対策支援事業認定地の立川市と国立市の自治組織リーダーの方々との情報交換や現状報告が、昨年と同じ会場で行われました。

行政も、対策の軸になる市民も、ボランティアリーダーも、おおむね「野良猫問題は、人と人との問題」と位置付けられる時、解決に向かっていきます。

みなと区民まつり 芝公園エリアで10月11～12日、みなと保健所・港区動物愛護推進員がパネルを展示して地域ねこペット飼育相談。お隣のテントは「人と猫の共生を図る対策会議」が、譲渡会を主体に参加。

自治会のイベント 新宿区戸塚地域まつり(10月12日)と、早稲田鶴巻フェスティバル(10月19日)で、自治会からお誘いをうけた、新宿区人と猫との調和のとれたまちづくり協議会メンバーと区の担当官が、パネルを展示して地域ねこ相談会を開催。



人と人の ふれあう所に、 野良猫迷惑問題は 起こりません。

餌やり禁止条例についての詳しいご案内は大変お手数ですが、AWN連絡会ホームページをご利用ください。

http://awn.sub.jp/qa/qa_arakawa.html 又は

荒川区 野良猫 餌やり 罰則 条例

地域ねこ対策の現場で、そのときは熱心さのあまりに気付かずに、後々になって冷静に考えを巡らすと、そうかっ！あの時にはあの方の気持ちが分かっていなかった...！と、たびたびくり返し経験しながら、またまた同じ間違いを犯してしまいそうになります。後戻りのできない間違いだったことに、その時には気付かれません。

飼い主のいない猫対策、地域ねこ対策、野良ねこ対策、ねこの適正飼養対策、人と動物との共生対策、人と動物との関係づくり対策、そのほか表現の方法は異なっても、罪人をこしらえる目的の対策はひとつありません。

人と動物との対策は人と人が分かり合いながら、動物が暮らす環境にもめ事をなくす事を目的にし、罪人をこしらえて蓋を被せる対策ではありません。

ねこがこの世に生きている限り、その餌になるものを差し出す人々がなくなった歴史はありません。国の所轄官省では餌の差し出しがあることを前提にして、その結果に対する対策を求めています。餌になるものを差し出す方々の思いや行いと同一目線で対策をはかるとき、解決策も見つかりやすくなります。

「野良猫餌やり禁止、罰則5万円、全国初の条例」などを議会の前に広報したことも手伝って、後戻りが難しくなっていました。



第27回みなと区民まつり/10月11日
港区動物愛護推進員のご相談受付テント

法律や条例は、その時代に規則や罰則などを必要と思う多くの市民の総意の下で作られ、だれでも守れるルールが適切に行われなくては意味を持ちません。

今回の条例が、加害者を罰する目的で考えられたことを、後日のテレビニュースなどでも再々明らかにしています。思い違いがあったとしても、決まってしまうと一人歩きをはじめます。

区では、野良ねこを適切に管理している5人以上のグループを罰則の対象にしない、などと弁解していますが、餌やりを加害者に見立てて罰する原則は今のところそのままです。

一時期流行していながら今は改正されるか形骸化している「みなし飼い主条例」に似ています。「動物に対して飼い主もどきの作為のある時、飼い主同等の責務がある」など、所有や占有の権利義務を無視した条例でした。

今回の条例案で罰則を決める「定義」も、所有や占有の権利義務を根拠にした違法性の原則から外れています。

法令を威圧的に使おうと試みる時や、罪人をこしらえて懲らしめようとするとき、近隣同士の対立や争いは避けられません。

左の写真はみなと区民まつりで、近隣との動物トラブル解決の、賛成側反対側なんでも相談受付テントです。

上の写真は、国立セミナーの個別相談よろず受付タイムです。

動物に関係する生活被害迷惑苦情を訴える立場も、訴えられる立場も、同じ目線で人と人とのふれ合いの場を持てる時、近隣トラブルはなくなります。

威圧的な高い位置から罪人をこしらえる目的のルールは、近隣同士の対立を深めるばかりか今回のようなさまざまな混乱を巻き起こします。

動物対策は動物好きも嫌いも、同じ人間社会の中で対立を防ぎ、程よくふれあうことから始まります。

2008年10月22日(き)